

平成 25 年度改訂
中 国 語 版

交通事故・事故にあわれた方へ
[送给遇到交通案件・车祸的各位]

福 井 県 警 察
[福井县警察]

は じ め に

このパンフレットは、交通事故の被害者やその家族の方に

- 警察の支援制度とはどのようなものか。
- 警察が被害者やその家族の方にお願ひすることは何か。
- 事故の加害者はどのような手続で処罰されるのか。
- 自動車の保険制度はどのようなものか。

などをお知らせし、皆さんの手助けとさせていただくものです。

少しでも皆さんのお役に立てば幸いです。

～ 目 次 ～

1	警察等からの支援などはあるのですか・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	～ 支援と連絡の制度 ～	
2	加害者はどのように処罰されるのですか・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	～ 捜査開始から処分決定までの流れ ～	
3	自動車保険などについて教えてください・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	～ 補償と保険の制度 ～	
4	援助や救済制度はあるのですか・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	～ 援助や救済の内容 ～	
5	警察以外の相談窓口はあるのですか・・・・・・・・・・・・・・・・	27
	～ 関係機関からのアドバイスとカウンセリングの機関 ～	



前 言

本手册的目的是为了向交通事故的受害人及其家人提供

- 什么是警察支援制度？
- 警察需要受害人及其家人做些什么？
- 事故的加害人会通过怎样的程序受到处罚？
- 什么是汽车保险制度？

等信息，为大家提供帮助。

如果能对大家有所帮助，我们将深感荣幸。

～ 目 录 ～

1 警察等是否可提供支援等	2
～ 支援和联络的制度 ～	
2 加害人会受到怎样的处罚	6
～ 从开始搜查到确定处分的流程 ～	
3 请告知汽车保险等的相关事项	1 8
～ 补偿和保险的制度 ～	
4 是否有援助及救济制度	2 4
～ 援助及救济的内容 ～	
5 除了警察外是否有其他咨询窗口	2 8
～ 由相关机构开设的咨询及心理辅导机构 ～	



警察等からの支援などはあるのですか

警察では、交通事故の被害者やその家族の方（このパンフレットでは、以下「被害者等」と記載します。）を支援するために、警察職員の付添い、情報の提供、相談窓口の設置などを行っています。

指定被害者支援要員制度

交通事故が発生して間がない、精神的に動揺されている被害者等を支援するために、捜査員とは別に指定された警察職員が、被害者等への付添い、各種相談の受理などの支援活動を行っています。

被害者連絡制度

被害者等は、交通事故の捜査はどうなっているのか、加害者は捕まったのか、加害者の刑事処分はどうなったのかなどについて、大きな関心を持っておられると思います。

警察では、このような関心に応えるために、重大な交通事故事件等について、交通事故を担当した捜査員等が被害者等に対し、次のような情報を提供する制度を運用しています。

交通事故の相手方に関する事

- 加害者の住所、氏名・年齢等
- 交通事故の発生日時、場所
- 捜査状況

交通事故の相手方の刑事処分に関する事

- 加害者の検挙状況
- 加害者の処分状況
- 送致先検察庁、起訴・不起訴等の処分結果、起訴された裁判所

その他

被害者等の中には、交通事故のことを思い出したくないので何も連絡しないでほしいという方もおられると思います。

そのような方は、担当捜査員等にその旨、お知らせください。



警察等是否可提供支援等

警察为了向交通事故的受害人及其家人（本手册中以下称为“受害人等”。）提供支援，安排警察职员陪护，提供信息，以及设置咨询窗口等。

指定受害人支援要员制度

为了在交通事故发生之后立即向受到精神刺激的受害人等提供支援，由除搜查员之外另行指定的警察职员开展支援活动，如，为受害人等提供陪护，受理各种咨询等。

受害人联络制度

一般来说，受害人等会非常关注交通事故的搜查进展如何，是否逮捕了加害人，加害人会受到怎样的刑事处罚，等等。

警察为了回应这些关注，针对重大交通事故案件等，建立并运用着由负责该起交通事故的搜查员等受害人等提供以下信息的制度。

交通事故的对方的相关事项

- 加害人的地址、姓名和年龄等
- 交通事故发生的时间和地点
- 搜查状况

交通事故的对方的刑事处罚相关事项

- 加害人的拘捕状况
- 加害人的处分状况
- 送交的检察厅、起诉或不起诉等处分结果、起诉的法院

其他

有些受害人等由于不愿意回忆交通事故，因此不希望有任何联络。
如果您不希望有任何联络，请将该意愿告知担当搜查员等。



行政処分に関する情報提供

交通事故を起こした加害者には、刑事処分とは別に、運転免許の取消しや停止処分の行政処分が公安委員会により行われます。行政処分（取消し処分と90日以上停止処分）がされる前には、公開による「意見聴取」が、処分を受ける加害者に対して行われます。ただし、「意見の聴取」には、代理人が出席することもありますし、加害者も代理人も出席しないときは、「意見の聴取」が行われずに処分が行われることがあります。

警察では、行政処分の結果や、「意見の聴取」について、お問い合わせいただければ、次の情報提供を行っています。

行政処分の内容

加害者に対して行った行政処分の内容（免許の取消し・効力の停止別及び停止の場合にはその日数）をお知らせします。

意見の聴取の期日等

「意見の聴取」を行う期日と場所をお知らせします。

警察の相談窓口

警察では、専門的な立場から被害者等の相談に乗るなどの支援活動も行っています。その窓口を紹介しますので、参考にしてください。

① 警察相談電話(各種の警察相談の受付)

〇・・・電話 0776-26-9110 #9110

② 交通事故に関する相談窓口

〇・・・福井県警察本部(電話0776-22-2880)

〇・・・最寄りの警察署交通課

〇・・・各都道府県警察の相談窓口を知りたい方は、
警察庁犯罪被害者支援室ホームページ

<http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm>

をご参照ください。

相談窓口



③ カウンセリングに関する相談窓口

交通事故等により大きな精神的被害を受けた被害者等に対し、精神的被害を軽減するため、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置、精神科医や民間のカウンセラーとの連携などにより、被害者等のための相談・カウンセリングを実施しています。

〇福井県警察本部警務課（専門窓口電話 0776-22-2880 内線 2690～2692）

提供行政处分相关信息

针对造成交通事故的加害人，除刑事处分之外，还会由公安委员会做出取消驾驶执照或暂停驾驶执照效力的行政处分。在做出行政处分（取消驾驶执照处分和 90 天以上的暂停驾驶执照处分）前，会针对要接受处分的加害人进行公开“听证”。但“听证”有时可能出现由代理人出席的情况，当在加害人和代理人都不出席时，有时可能不经过“听证”直接进行处分。

警察如就有关行政处分的结果或“听证”收到咨询，会提供以下信息。

行政处分的内容

告知对加害人做出的行政处分内容（取消驾驶执照或暂停驾驶执照效力之类，如为暂停则还包括暂停的天数）。

听证的日期等

告知“听证”的日期及场所。

警察咨询窗口

警察还开展了基于专业立场为受害人等提供咨询等的支援活动。以下为该窗口的介绍，请作为参考。

① 警察综合咨询电话(受理各种警察咨询)

○ … 电话号码 0776-26-9110 #9110

② 交通事故相关咨询窗口

○ … 福井县警察本部(电话号码 0776-22-2880)

○ … 最近的警察署交通课

○ … 如欲了解各都道府县警察的咨询窗口，

请参阅警察厅犯罪受害人支援室主页

<http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm>。

相談窓口



③ 心理辅导相关咨询窗口

为了帮助因交通事故等受到重大精神伤害的受害人等减轻精神伤害，警察通过配备具有心理辅导相关专业知识和技术的职员以及与精神科医生和民间辅导人员合作等方式，针对受害人等实施咨询和心理辅导。

○ … 福井县警察本部警务课（专门窗口电话 0776-22-2880 分机 2690~2692）

警察以外の機関による支援や連絡制度について教えてください。

警察以外の機関が行っている支援制度には、次のようなものがあります。

検察庁における被害者支援員制度

被害者等の負担や不安をできるだけ和らげるため、被害者等の支援に携わる「被害者支援員」が全国の検察庁に配置されています。

被害者支援員は、被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、被害者等の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っています。

法務省の各機関における被害者等通知制度等

検察庁、地方更生保護委員会又は保護観察所から、被害者等に対し、その希望に応じ、事件の処分結果、刑事裁判の結果や有罪裁判確定後の加害者の処遇状況等について通知する制度があります。

これらの通知の申出先は、事件を取り扱った検察庁です。

また、少年院、地方更生保護委員会又は保護観察所から、被害者等に対し、その希望に応じ、保護処分を受けた加害者に係る通知（少年審判後の通知）を行っています。

これらの通知の申出先は、加害者が少年院送致処分を受けた場合はお近くの少年鑑別所、保護観察処分を受けた場合はお住まいの都道府県にある保護観察所です。

加害者はどのように処罰されるのですか

交通事故が発生した場合は、次のような流れで加害者を処罰します。

捜査

捜査とは、証拠を集めることにより犯人を特定し、事実関係を明らかにして事件を解決し、犯人を処罰するために行う活動をいいます。

警察では、交通事故が発生した場合、次のような捜査を行います。

事情聴取

交通事故にあわれた状況や交通事故の届出をした状況などについて、担当の警察官が詳しくお聞きします。

供述調書を作成することもあります。

被害者等にとっては、思い出したくないこと、言いたくないことなどがあるかと思いますが、事情聴取は交通事故の原因究明と加害者の特定に欠くことができないもので、詳しいことが分かるほど、早期の事件解決につながりますのでご協力をお願いします。

请告知由除警察之外的机构提供的支援及联络制度

由除警察之外的机构实施的支援制度有如下内容：

检察厅的受害人支援员制度

为了尽可能缓和受害人等的负担和不安，全国的检察厅内都配备了从事受害人等支援的“受害人支援员”。

受害人支援员除了回应来自受害人等的各种咨询、指引或陪护受害人等前往法庭、协助办理阅卷案件记录和归还证物等各种手续之外，还开展着根据受害人等的状况向受害人等介绍在精神方面、生活方面和经济方面等提供支援的相关机构和团体等的支援活动。

法务省各机构的受害人等通知制度等

检察厅、地方更生保护委员会或保护观察所设有根据受害人等的希望就有关案件的处分结果、刑事审判的结果及被判定有罪的加害人的处置状况等进行通知的制度。

此类通知的申请处为处理该案件的检察厅。

此外，少年院、地方更生保护委员会或保护观察所还会根据受害人等的希望就有关涉及受到保护处分的加害人的事宜进行通知（少年审判后的通知）。

此类通知的申请处，在加害人受到送交少年院处分的情况下为您的住所附近的少年鉴别所，在加害人受到保护观察处分的情况下为您所居住的都道府县内的保护观察所。

加害人会受到怎样的处罚

在发生交通事故的情况下，将通过以下的流程对加害人进行处罚。

搜查

所谓搜查，是指为了通过搜集证据来确定犯人、明确事实关系、解决案件、处罚犯人而进行的活动。

警察在发生交通事故的情况下会进行以下的搜查。

听取情况

由担当警察官针对交通事故中出现的状况以及交通事故的申报状况等进行详细听取。

有时还会制作供述笔录。

对于受害人等来说，也许有不愿回忆、不愿提及的事情等，但听取情况是查明交通事故的原因和确定加害人必不可少的程序，了解得越详细，就越能尽早解决案件，因此希望能得到您的合作。

実況見分

実況見分とは、警察官が

- 交通事故の現場
- 被害者が着ていた服や事故車両

などの状況について詳しく調べて、交通事故の状況や原因を明らかにするものです。

被害者等には、実況見分に立ち会っていただくことがあります。また、交通事故の発生当時に被害者の方が着ていた服などは、事件解決につながる証拠品として提出していただくこともあります。

これは、公判において重要な証拠となります。

事件送致

警察では、捜査に基づいて加害者を犯人であると認めた場合（この場合の加害者を「被疑者」と呼びます。）は、次のような方法により、証拠とともに被疑者を検察官に送ります。これを事件送致といいます。

被疑者を逮捕した場合	被疑者を逮捕しない場合
○ 捜査のため必要がある場合は、被疑者を逮捕し、身柄を拘束した時から48時間以内に関係書類と証拠品などとともに、検察官に送致します。 ○ 検察官は、必要があると認めた場合は、送致を受けた時から24時間以内に、裁判官に対して被疑者の勾留を請求します。 ○ 継続して被疑者の身柄を拘束する必要がある場合は、最長20日間被疑者を勾留することもあります。	○ 被疑者を逮捕しないで、任意で捜査を行った場合は、取調べなどの捜査を行ったのち、関係書類と証拠品を検察官に送致します。



现场勘查

所谓现场勘查，是指由警察官针对

- 交通事故的现场
- 受害人穿着的服装和事故车辆

等状况进行详细调查，明确交通事故的状况及原因。

受害人等有时会被要求到场参与现场勘查。此外，有时还要求受害人提交发生交通事故时受害人所穿着的服装等，作为帮助解决案件的证物。

这将在公审中成为重要的证据。

案件送交

警察根据搜查断定加害人为犯人后（这种情况下称呼加害人为“嫌疑人”。），按照以下的方法，将嫌疑人连同证据送至检察官。这就叫做案件送交。

已逮捕嫌疑人的情况

- 为了进行搜查，在必要的情况下会逮捕嫌疑人，并在开始限制其人身自由的48小时之内连同相关资料和证物等送交给检察官。
- 检察官在认为有必要的情况下，将于接受送交后的24小时之内，向法官请求拘留嫌疑人。
- 在有必要继续限制嫌疑人的人身自由的情况下，最长可将嫌疑人拘留20天。

不逮捕嫌疑人的情况

- 在不逮捕嫌疑人而进行任意搜查的情况下，进行过审讯等搜查之后，将相关资料和证物送交给检察官。



起 訴

検察官は、送致された証拠などに基づいて、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。

- 裁判にかける場合を「起訴」
- 裁判にかけない場合を「不起訴」

と言います。

また、起訴には

- 公開の裁判を請求する「公開請求」
- 書面審理により罰金や科料を命じる裁判を請求する「略式請求」等

とがあります(被疑者は起訴されると「被告人」と呼ばれます。)

※ 起訴、不起訴の判断に必要がある場合等には、検察官が被害者等から事情を聞きますので、ご理解ください。

※ 不起訴となった場合は、地方裁判所と主な地方裁判所支部にある検察審査会に審査の申立てができます。

詳しくは、最寄りの検察審査会事務局までお問い合わせください。



公判等

公判では、裁判官が証拠による審理を行い判決を下します。

被害者等には、刑事裁判において、証人等として証言等していただくことがあります。裁判では、被害者等を保護するために、次のような制度が定められています。

- 裁判所が認める適当な人に付き添ってもらうこと。
- 被害者等が、被告人や傍聴人から見えないように、間に遮へい物を設置してもらうこと。
- 別室から、ビデオモニターを通じて証言すること。

この他、次のような制度があります。

- 第1回の公判期日の後、原則として、裁判所にある刑事事件の事件記録の閲覧、コピーができます。
- 被害に関する心情や意見を述べることができます。
- 被害者等の申出があれば、公判を優先して傍聴することができるよう配慮がされます。
- 被告人との間で示談した場合に、別に民事訴訟を起こさなくてもいいように、その示談内容を刑事裁判の調書に記載してもらうことができます。

起诉

检察官根据送交来的证据等，决定是否对嫌疑人进行审判。

- 进行审判的情况称为“起诉”
- 不进行审判的情况称为“不起诉”

此外，起诉还分为

- 请求进行公开审判的“公审请求”
- 请求进行通过书面审理来确定罚款及金额的审判的“略式请求”等

(嫌疑人如被起诉即称为“被告人”。)。

- ※ 在需要判断起诉还是不起诉等的情况下，检察官会向受害人等询问一些情况，敬请谅解。
- ※ 在不起诉的情况下，可主张在地方法院及主要地方法院支部的检察审查会进行审查。
详情请咨询最近的检察审查会事务局。



公审等

在公审中，法官会根据证据进行审理，并做出判决。

在刑事审判中，受害人等可能会被要求以证人等的身份进行作证等。在审判中，为了保护受害人等，制定了以下的制度。

- 可获得由法院认可的适当人员提供的陪护。
- 可设置遮蔽物使被告人和旁听人无法看到受害人等。
- 可在另外的房间内通过视频监控器来作证。

此外还制定有以下制度。

- 在第1次公审日之后，原则上可阅览和复印法院的刑事案件记录。
- 可陈述有关受害的心情和意见。
- 如受害人等提出主张，可以在优先公审的条件下安排其进行旁听。
- 如与被告人之间进行了和解，可将该和解内容记载于刑事审判笔录上，无需另外提起民事诉讼。

○ 検察庁で冒頭陳述の要旨を記載した書面を受け取ることができます。

○ 被害者参加制度

危険運転致死傷罪、自動車運転過失致死傷罪等の被害者等は、裁判所の許可を得て、被害者参加人という訴訟手続上の地位を得た上で、刑事裁判に参加することができます。

具体的には、公判期日に出席し、一定の要件の下で証人や被告人に対し質問をしたり、事実又は法律の適用についての意見を述べたりすることができます。

○ 被害者国選弁護制度

被害者参加人となった被害者等は、公判期日への出席や被告人質問等の行為を弁護士に委託することもできますが、その資力（現金、預金等の合計額）から療養費等の額（犯罪行為を原因として請求の日から3か月以内に支出することとなると認められる治療費その他の費用の合計額）を控除した額が、基準額（150万円）に満たない場合には、裁判所に対して、弁護士の援助を受けられるようにするため、弁護士（被害者参加弁護士）の選定を請求することができます。この弁護士の報酬及び費用は、国が負担することになります。

○ 損害賠償命令制度

危険運転致死傷等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の被害者等は、刑事事件が地方裁判所に係属している場合に、その刑事事件を担当している裁判所に対し、刑事事件で起訴されている犯罪事実を原因とした不法行為による損害賠償を被告人に命ずるよう求める申立てをすることができます。

この手続は、被告人に対し有罪の言渡しがあった場合、直ちに損害賠償命令事件の審理が開始され、原則として4回以内の期日で簡易迅速に行われ、刑事事件を担当した裁判所が刑事記録を職権で取り調べるなど、被害者等による被害事実の立証が容易になっています。

なお、4回以内の期日では終わらない場合や損害賠償命令の申立てについての裁判に対して異議の申立てがあった場合等は、通常の民事訴訟手続に移行します。

詳しくは、担当の検察官、事件を担当する検察庁や裁判所にお問い合わせください。



○ 可在检察厅获取记载了开场陈述要点的文件。

○ 受害人参与制度

危险驾驶至死伤罪、汽车驾驶过失致死伤罪等的受害人等，在获得法院的许可，并获得在受害人参与人这一诉讼程序上的地位的条件下，可参与刑事审判。

具体来说，可在公审日出席，并在一定要件下对证人和被告人提出问题，陈述有关事实或适用法律的意见。

○ 受害人国选律师制度

成为了受害人参与人的受害人等，可将在公审日出席以及向被告人提问等行为委托给律师，但如其财力（现金和存款等的合计金额）在扣除掉疗养费等金额（被认可为因犯罪行为而需要在请求日的3个月以内支出的治疗费等费用的合计金额）后所剩的金额未达到标准金额（150万日元），为了能够得到律师的援助，可向法院请求选定律师（受害人参与律师）。该律师的报酬及费用由国家负担。

○ 损害赔偿命令制度

因危险驾驶至死伤等故意犯罪行为而致人死伤之罪的受害人等，在刑事案件隶属于地方法院审理的情况下，可向负责该刑事案件的法院提出主张，以该刑事案件中被起诉的犯罪事实为缘由，要求对被告人下达为其不法行为所造成的损害进行赔偿的命令。

在这一处理程序中，受害人等对受害事实作证十分简便。在被告人被宣判有罪的情况下，立即开始审理损害赔偿命令案件，原则上进行不超过4次的简易而迅速的审理，由负责刑事案件法院行使职权调查刑事记录等。

但如经过4次审理仍未结束、或是对主张损害赔偿命令的审判存在异议等，则将移交至一般民事诉讼程序。

详情请咨询担当检察官以及负责案件的检察厅或法院。



また、少年による事件の被害者等には、次のような制度があります。

- 被害者等は、審判開始の決定があった後、原則として、裁判所にある少年事件の事件記録（少年の要保護性に関して行われる調査についての記録である、いわゆる社会記録は除く。）の閲覧、コピーができます。
- 裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情や意見を述べることができます。
- 殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、自動車運転過失致死傷罪等（加害者の年齢が事件当時、12歳以上の場合に限られます。また、いずれも傷害の事案にあっては、これにより生命に重大な危険を生じさせた場合に限られます。）の被害者等は、裁判所の許可を得て少年審判を傍聴することができます。
- 家庭裁判所から、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。
- 家庭裁判所から、少年審判の結果等の通知を受けることができます。

詳しくは、事件を担当する家庭裁判所にお問い合わせください。

更生保護において利用できる主な制度

加害者の更生保護について、次のような意見を述べる制度があります。

- 加害者が刑事施設や少年院に収容された場合、申出をした被害者等は加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを判断するために地方更生保護委員会が行う審理において、仮釈放・仮退院に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。聴取した意見等は、地方更生保護委員会において、仮釈放・仮退院の判断に当たって考慮されるほか、仮釈放・仮退院を許す場合の特別遵守事項の設定等に当たって考慮されます。
- 心情等伝達制度
加害者が保護観察となった場合、被害者等の方の申出に応じ、保護観察所が、被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴取し、これを保護観察中の加害者に伝えます。保護観察中の加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるよう指導監督を行います。

詳しくは、最寄りの保護観察所にお問い合わせください。

此外，针对少年所犯案件的受害人等，制定有以下制度：

- 在确定开始审判之后，受害人等原则上可阅览和复印由法院所保存的少年案件的案件记录（社会记录除外，即针对少年的需保护性进行调查的相关记录。）。
- 可向法官或家庭法院调查官陈述有关受害的心情和意见。
- 因杀人、伤害等故意犯罪行为而致人死伤之罪以及汽车驾驶过失致死伤罪等（仅限加害人的年龄在案发当时为12岁以上的情况。此外，不论是哪种伤害事件，仅限于因该事件而造成重大生命危险的情况。）的受害人等，在获得法院许可的条件下，可旁听少年审判。
- 可在审判日从家庭法院获取有关审判状况的说明。
- 可从家庭法院获取有关少年审判的结果等的通知。

详情请咨询负责该案件的家庭法院。

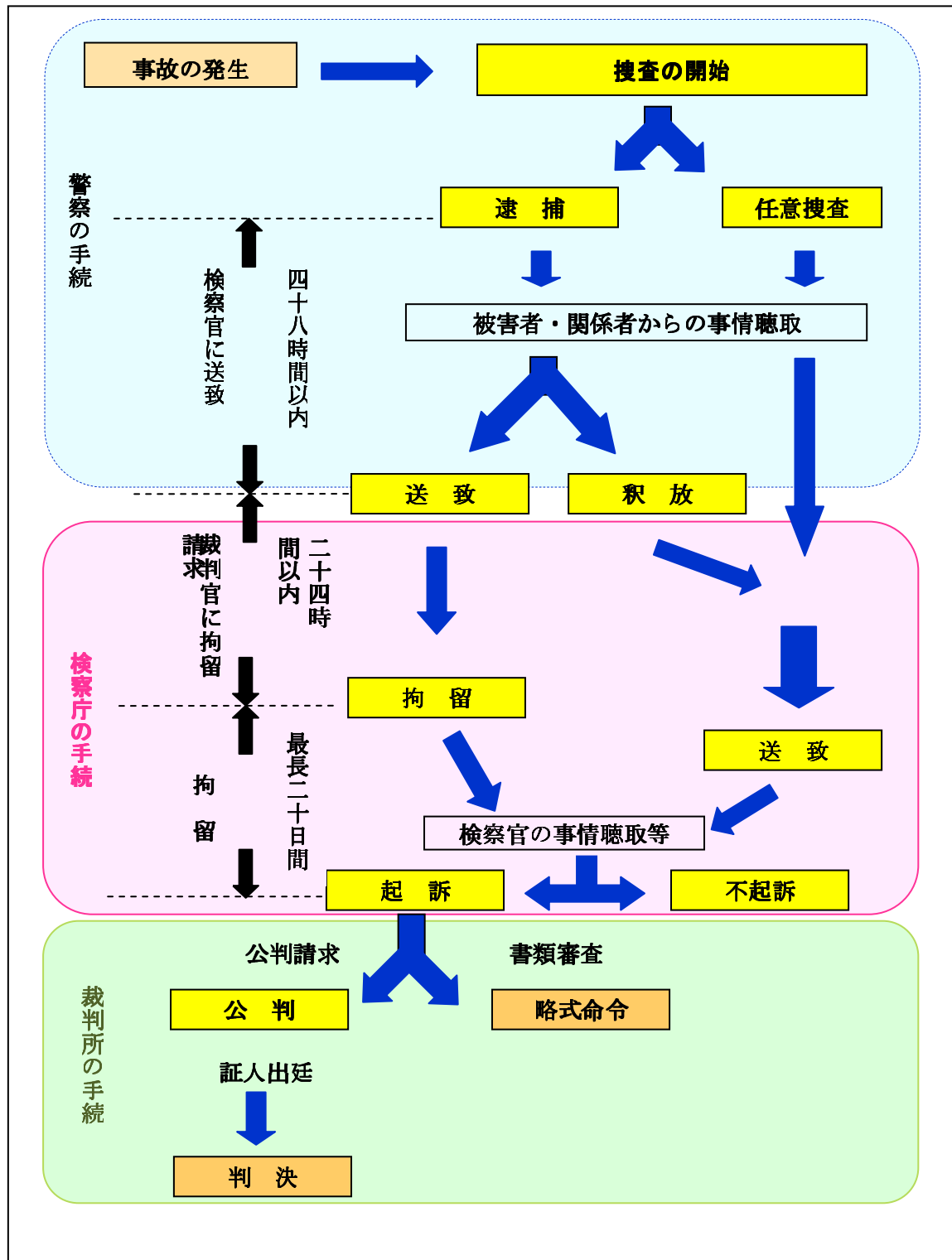
更生保护中可利用的主要制度

在加害人的更生保护方面，制定有表述了以下意见的制度：

- 在加害人被刑事设施或少年院收容的情况下，提出主张的受害人等为了判断是否允许加害人临时释放或从少年院临时出院，可在由地方更生保护委员会进行的审理中，陈述有关临时释放或临时出院的意见以及有关受害的心情。地方更生保护委员会在作出临时释放或临时出院的判断时，会考虑到听取的意见等，此外，在设定允许临时释放或临时出院时的特别遵守事项等时也会考虑到这些意见。
- 心情等传达制度
在加害人接受保护观察的情况下，根据受害人等的主张，保护观察所会就有关受害的心情、受害人所处的状况以及保护观察中的加害人的生活和行动听取相关意见，并将这些传达给保护观察中的加害人。对保护观察中的加害人进行指导监督，令其正视受害的实情等，加深其反省和悔悟的心情。

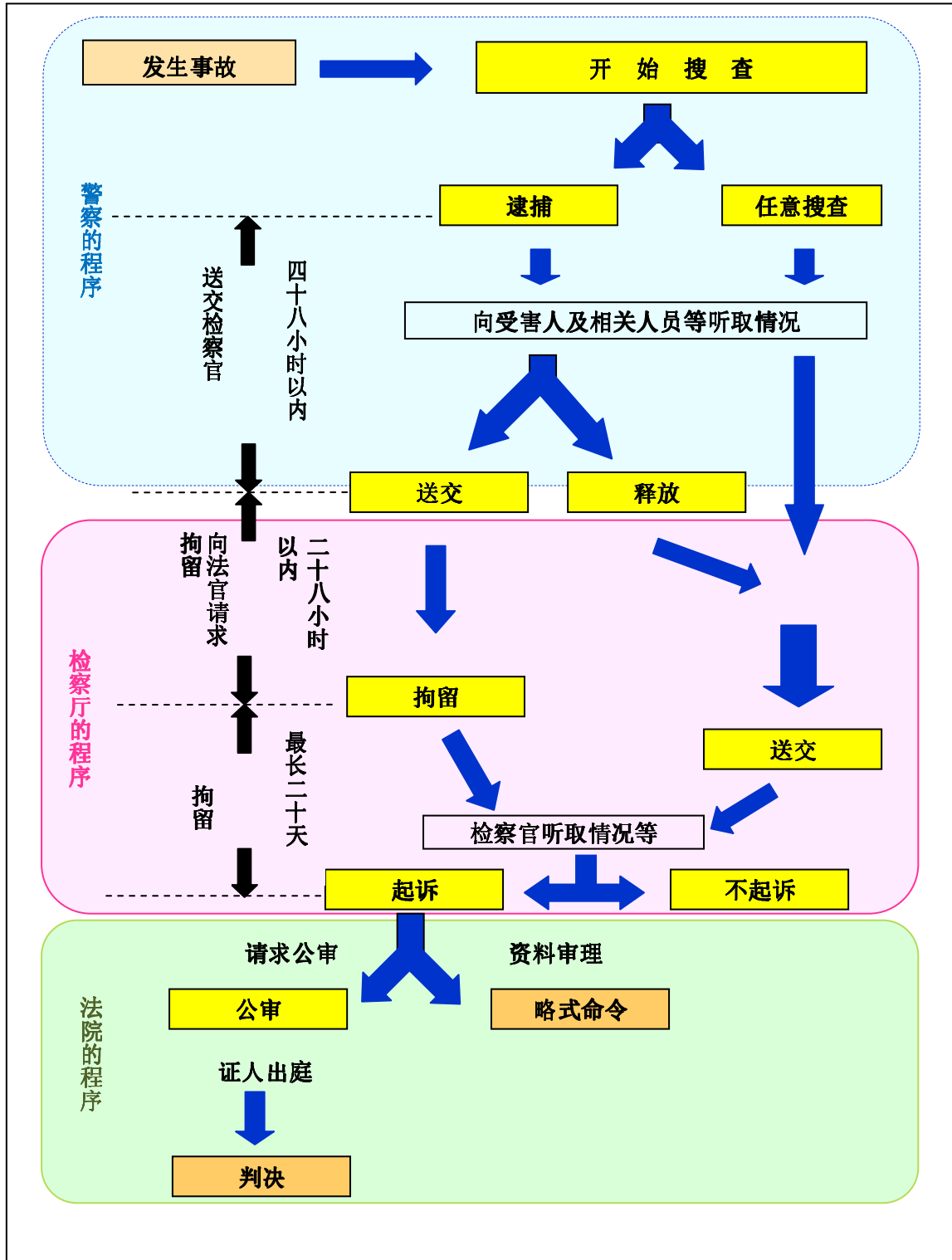
详情请咨询最近的保护观察所。

刑事手続の流れ図



※ 犯人が少年(20歳未満)のときは、少年審判手続などによる場合があります、これらの手続とは違いがあります。

刑 事 程 序 流 程 图



当犯人为少年(不满 20 岁)时，有时会采用少年审判程序等，而与这些程序有所不同。

自動車保険などについて教えてください

交通事故の被害者等への保障制度は、次のようになっています。

自賠責保険と任意保険

自動車保険には、強制保険と呼ばれている自賠責保険（自動車損害賠償責任保険、共済を含む。）と任意保険（共済を含む。）があり

○ 自賠責保険は、交通事故による被害者等の保護を図る目的で、車1台ごとに加入を義務付けられている保険

○ 任意保険は、自賠責保険では補いきれない損害賠償を補償する保険で、次のようになっています。

自賠責保険			任意保険						
加入しなければならない(義務)		加入	任 意						
人身損害のみ		対象	人身損害と物損						
<table><tr><td>死 亡</td><td>3, 0 0 0 万円</td></tr><tr><td>傷 害</td><td>1 2 0 万円</td></tr><tr><td>後遺障害</td><td>75 万～4, 000 万円 (1～14の障害等級による)</td></tr></table>		死 亡	3, 0 0 0 万円	傷 害	1 2 0 万円	後遺障害	75 万～4, 000 万円 (1～14の障害等級による)	支払い 限度額	保険契約の限度額までの補償
死 亡	3, 0 0 0 万円								
傷 害	1 2 0 万円								
後遺障害	75 万～4, 000 万円 (1～14の障害等級による)								

人身損害の場合は、基本的に自賠責保険から補償され、損害賠償額が限度額を上回ったときは、上回っている分は任意保険により補償されることとなります。

例えば、死亡事故で損害賠償額が7, 000万円となった場合、自賠責保険で上限3, 000万円が補償(てん補)され、不足分の4, 000万円は加害者側が加入の任意保険や被害者が加入の人身傷害保険等によりその全額又は一部が補償されます。これらによっても補償額が損害賠償額に満たない場合や、関係者がこれらの保険に未加入の場合は、加害者自身が賠償することとなります。

損害賠償額

7, 000万円

支払

支払

自賠責保険で補償

上限3, 000万円まで

不足分の 4, 000 万円は？

・ 任意保険加入 …… 契約の範囲内で補償

・ 任意保険未加入 …… 加害者が賠償

请告知汽车保险等的相关事项

向交通事故的受害人等提供的保障制度有如下内容：

汽车损害赔偿责任保险及任意保险

汽车保险分为被称为强制保险的汽车损害赔偿责任保险（包括共济保险。）和任意保险（包括共济保险。），

- 汽车损害赔偿责任保险是以保护交通事故的受害人等为目的，对每辆车规定了参保义务的保险
- 任意保险是对汽车损害赔偿责任保险所无法补偿的损害赔偿进行补偿的保险

具体如下：

汽车损害赔偿责任保险			任意保险						
必须参保(义务)		参保	任意						
仅针对人身伤害		对象	人身伤害和财产损失						
<table><tr><td>死 亡</td><td>3, 000万日元</td></tr><tr><td>伤 害</td><td>120万日元</td></tr><tr><td>后遗残障</td><td>75万~4, 000万日元 (根据1~14的残障等级 确定金额)</td></tr></table>		死 亡	3, 000万日元	伤 害	120万日元	后遗残障	75万~4, 000万日元 (根据1~14的残障等级 确定金额)	支付 限额	最高可补偿至保险合同的限额
死 亡	3, 000万日元								
伤 害	120万日元								
后遗残障	75万~4, 000万日元 (根据1~14的残障等级 确定金额)								

人身伤害基本上由汽车损害赔偿责任保险提供补偿，当损害赔偿额超出限额时，超出的部分由任意保险提供补偿。

例如，汽车损害赔偿责任保险的上限为3, 000万日元，如因死亡事故而需要7, 000万日元的损害赔偿额，不足的4, 000万日元将由加害人方参加的任意保险或受害人参加的人身伤害保险等提供全额或部分补偿。如通过这些保险获取的补偿额仍未达到损害赔偿额，或相关人员未参加这些保险，则由加害人自身进行赔偿。

损害赔偿额

7, 000万日元

支付

支付

由汽车损害赔偿责任保险提供补偿

上限3, 000万日元

不足的4, 000万日元？

• 参加了任意保险 在合同范围内提供补偿

• 未参加任意保险 由加害人赔偿

自賠責保険

1 自賠責保険の請求

加害者又は被害者が、損害保険会社（組合を含む。）に対して、交通事故証明書、診断書等の必要書類を提出して損害賠償額の支払いを請求します。

(1) 被害者請求

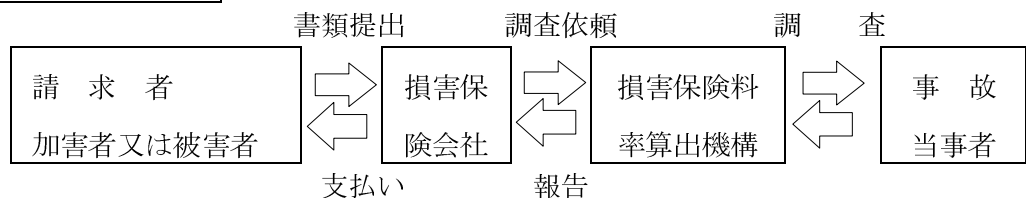
被害者等から直接、事故を起こした自動車について契約を締結している損害保険会社に対して損害賠償額の支払いを請求できます。

(2) 加害者請求

損害賠償金を支払った運転者又は自動車の所有者から、契約を締結している損害保険会社に対して保険金を請求できます。

なお、総損害額の確定前であっても、被害者は医療機関へ治療費等を支払った都度、加害者は被害者へ賠償した都度、限度額の範囲内で何度でも損害保険会社に対して保険金を請求することができます。

保険請求の流れ



2 仮渡金（かりわたしきん）制度

被害者等が交通事故によって生活に困ることのないよう、示談が成立する前において、当座の出費に充てるために、仮渡金を損害保険会社に請求することができます。

※ 請求の具体的な手続については、損害保険会社にお問い合わせください。

3 請求できる期間

請求区分	いつから	いつまでに
傷 害	治療を終えた日	事故発生から2年以内
後遺障害	症状固定日	症状固定日から2年以内
死 亡	死亡日	死亡日から2年以内

※ 症状固定日とは、症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待できなくなったときを言い、医師により判断されます。



汽车损害赔偿责任保险

1 汽车损害赔偿责任保险求偿

加害人或受害人向财产保险公司（包括组合。）提交交通事故证明书和诊断书等必需的资料，要求支付损害赔偿额。

(1) 受害人求偿

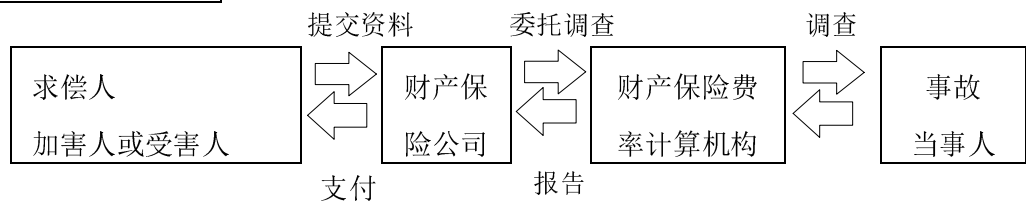
受害人等可直接向对发生事故的汽车签订了合同的财产保险公司要求支付损害赔偿额。

(2) 加害人求偿

支付了损害赔偿金的驾驶人或汽车所有人可向签订了合同的财产保险公司要求支付保险金。

另外，即便在确定总损害额之前，在每次受害人向医疗机构支付了治疗费等之后，加害人向受害人进行了赔偿之后即可向财产保险公司要求支付保险金，在限额范围内不限次数。

保险求偿的流程



2 暂付金制度

受害人等为了避免因交通事故而造成生活困窘，在达成和解之前，可向财产保险公司要求支付暂付金，用来充抵当前的费用。

※ 有关求偿的具体程序，请咨询财产保险公司。

3 求偿期

求偿类别	开始时间	截止时间
伤害	治疗结束之日	事故发生后 2 年以内
后遗症	症状稳定日	自症状稳定日起 2 年以内
死亡	死亡日	自死亡日起 2 年以内

※ 所谓症状稳定日，是指症状已趋于稳定、即使进行医学上普遍认可的医疗也没有希望获得疗效的时候，由医生进行判断。



自賠責保険（共済）請求 提出書類一覧表

必要書類	加害者請求			被害者請求			仮渡金	
	死亡	後遺障害	傷害	死亡	後遺障害	傷害	死亡	傷害
保険金(共済)・損害賠償額・仮渡金支払請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
交通事故証明書(人身事故)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
事故発生状況報告書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
医師の診断書または死体検案書(死亡診断書)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
診療報酬明細書	◎	○	◎	◎	○	◎		
通院交通費明細書	◎		◎	◎		◎		
付添看護自認書または看護料領収書	○		○	○		○		
休業損害証明書または確定申告書(控え)など	○	○	○	○	○	○		
加害者の支払を証する領収書	◎	◎	◎					
示談書（示談成立の場合）	○	○	○					
請求者の印鑑証明	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
委任状及び委任者の印鑑証明(第三者に委任する場合)	○	○	○	○	○	○	○	○
戸籍謄本	◎			◎			◎	
後遺障害診断書		◎			◎			
レントゲン写真等	○	○	○	○	○	○		

◎印は必ず提出、○印は事故の内容によって提出する書類です。

その他の書類も必要に応じて提出していただく場合があります。

任意保険(共済)

保険金請求の具体的な手続については、損害保険会社によって異なりますから、それぞれ加入している損害保険会社にお問い合わせ下さい。

被害にあわれた方



保険会社

事故後速やかに連絡

汽车损害赔偿责任保险（共济）求偿 提交资料一览表

必 要 资 料	加害人求偿			受害人求偿				
	死亡	后 遗 残障	伤害	死亡	后 遗 残障	伤害	暂付金	
保险金（共济）、损害赔偿额、暂付金支付请款书	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
交通事故证明书（人身事故）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
事故发生状况报告书	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
医生诊断书或尸体检验书（死亡诊断书）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
诊疗费用明细单	◎	○	◎	◎	○	◎		
门诊交通费用明细单	◎		◎	◎		◎		
陪护看护确认书或看护费收据	○		○	○		○		
停工损失证明书或停工确定申报书（副本）	○	○	○	○	○	○		
证明加害人的支付行为的收据	◎	◎	◎					
和解书（达成和解的情况下）	○	○	○					
求偿人的印章证明	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
委托书及委任人的印章证明（委任第三方的情况下）	○	○	○	○	○	○	○	○
户籍副本	◎			◎			◎	
后遗残障诊断书		◎			◎			
X 光片	○	○	○	○	○	○		

◎标记表示必须提交的资料，○标记表示需根据事故内容提交的资料。
有时还要根据需要提交其他资料。

任意保险（共济）

不同的财产保险公司，其保险金求偿的具体程序有所不同，请分别咨询参保的财产保险公司。

受害人



保险公司

事故后立即联系

自動車損害賠償保障事業

次のような人身事故については、自賠責保険から救済が受けられません。

- ひき逃げされ、相手が判明しない。
- 事故を起こした相手が自賠責保険に加入していない。

自動車損害賠償保障事業とは、このような場合などに、政府が自動車損害賠償保障法に基づいて被害者等の救済を図るため、損害をてん補する制度です。

請求方法や必要な書類などの詳しいことは、損害保険会社などにお尋ねください。

その他の賠償請求

自動車による人身事故の損害賠償責任については、自動車損害賠償保障法第3条に定めがあり、被害者等は、加害者本人のほかに、自動車の所有者に対して財産的損害、精神的損害の賠償請求を行うことができます。

援助や救済制度はあるのですか

交通事故被害者等に対する援助・救済制度には、次のようなものがあります。

1 経済的支援や各種支援・福祉制度

(1) 官公庁が行うもの

名 称	内 容
被害者等の負担の軽減	犯罪により傷害等を負った場合に、次の医療費用等について経費を支給し、被害者等の費用負担を軽減しています。 ・ ご家族を亡くされた方～検案書料・遺体搬送費・遺体修復費 ・ 傷害等を負われた場合～初診料・診断書料 窓口：事件を担当する警察署又は警察本部
福祉制度	交通事故により父親を亡くしたため母子家庭となった場合に、児童扶養手当や母子福祉資金の貸付制度があります。 また、収入がなくなったり、少なくなったりしたため生活に困っている人に対しては、その程度に応じて、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の必要な保護を受けることができる生活保護制度が準備されています。 窓口：住所地の自治体、福祉事務所
公営住宅への優先入居	交通事故により収入が減少し生計維持が困難となった場合、現在居住している住宅又はその付近において交通事故が起きたために当該住宅に居住し続けることが困難となった場合などに、公営住宅への優先入居ができる制度です。 窓口：都道府県又は市町村の公営住宅管理担当

※ 詳しいことは関係する機関等にお問い合わせください。

汽车损害赔偿保障事业

在下列人身事故的情况下，无法得到汽车损害赔偿责任保险的救济。

- 肇事后逃跑，没有查明肇事者。
- 肇事者没有参加汽车损害赔偿责任保险。

所谓汽车损害赔偿保障事业，是指以在此类情况下由政府根据汽车损害赔偿保障法来救济受害人等为目的的损失补偿制度。

有关求偿方法和所需的资料等详情，请咨询财产保险公司等。

其他赔偿请求

汽车损害赔偿保障法第3条针对因汽车造成人身事故的损害赔偿责任作出了规定，受害人等除了向加害人本人之外，还可向汽车所有人要求赔偿财产损失和精神损失。

是否有援助及救济制度

针对交通事故受害人等的援助及救济制度有如下内容：

1 经济支援及各种支援和福祉制度

(1) 由政府机构实施的内容

名 称	内 容
减轻受害人等的负担	在因遭受犯罪而受伤害等情况下，支給以下的医疗费用等，减轻受害人等的费用负担。 • 有家人死亡者～尸体检验书费用、遗体搬运费、遗体修复费 • 受伤害等情况下～初诊费、诊断书费用 窗口：负责该案件的警察署或警察本部
福祉制度	针对父亲因交通事故死亡而成为母子家庭的情况，制定了儿童抚养津贴和母子福祉资金贷款制度。 此外，针对因失去收入或收入变少而生活困窘者，根据其困窘程度，准备了可提供生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医疗扶助等必要保护措施的生活保护制度。 窗口：居住地的地方政府和福祉事务所
优先入住公营住宅	这是在因交通事故而造成收入减少、难以维持生计以及因目前所居住的住宅或其附近发生交通事故而导致难以在该住宅继续居住的情况下等，可优先入住公营住宅的制度。 窗口：都道府县或市町村的公营住宅管理担当

※ 详情请咨询相关机构等。

日本語

(2) 各種援助・救済機関が行うもの

名 称	内 容
独立行政法人自動車 事故対策機構 Tel03-5276-4451(東京本 部) 福井支所 福井市大手3丁目2-1 Tel0776-22-6006 交通事故被害者ホット ライン 0570-000738 ※9:00~17:00 土・日・祝日、年末年 始を除く	中学卒業までの交通遺児や自動車事故による重度後遺障害者 の子弟への生活資金の貸付等、下記のような被害者援護事業を行 っています。 ① 自動車事故により常時又は随時の介護が必要な重度後遺 障害が残った方への介護料給付 ② 自動車事故により重度後遺障害が残った方が病院や福祉 施設に短期で入院・入所する費用の助成 ③ 自動車事故による遷延性意識障害者の治療及び養護を行 う療護施設の設置・運営 ④ 交通遺児又は重度後遺障害者の子弟への生活資金の貸付 ⑤ 介護に係る相談、交通遺児の生活相談等の受付 ホームページ http://www.nasva.go.jp
(財)交通遺児育成基金 Tel03-5212-4511 フリーダイヤル 0120-16-3611	交通事故で父(母)親を亡くした13歳未満の交通遺児が、自動車 事故の損害賠償金等の中から拠出金を払い込んで「交通遺児育成 基金制度」に加入すると、これに国と民間協力団体が負担する援 助金を加えて運用し、交通遺児が満19歳に達するまで育成給付金 として年4回(3, 6, 9, 12月)一定額が支給されます。加入の 相談などは、基金事務局で受け付けています。 ホームページ http://www.kotsuiji.or.jp
(財)自動車事故被害 援護財団 Tel03-3237-0158	交通事故により配偶者を亡くした方や重度の後遺障害(自賠責 1~3級)が残った方などで、中学生以下の子弟を扶養している 被害者等を対象に一定の条件の下に、給付として「越年資金」「 小中学校入学支度金」「就職支度金」「緊急時見舞金」を支給す るとともに、無利子で20万円までを貸し付ける「緊急一時貸付」 を行っています。 ホームページ http://jikohigai.org
(財)高速道路交流推 進財団 Tel03-5804-1081	東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本 高速道路株式会社の管理する道路で交通事故により死亡された 方の遺児で、経済的に修学困難な高校生に対し、修学資金援助 を行っています。 ホームページ http://www.highway.or.jp/
日本司法支援センター (法テラス福井) Tel0503383-5475 犯罪被害者支援ダイヤ ル0570-079714(なくこ とないよ)	被害者等の支援に詳しい弁護士や犯罪被害者支援団体等に関 する情報の無料提供や、資力の乏しい方のために、無料法律相 談や裁判代理費用、書類作成費用の立替えなどを行います。 また、日本弁護士連合会からの委託を受けて、一定の犯罪の被 害者等に対して、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行いま す。 ホームページ http://www.houterasu.or.jp

※ 詳しいことは関係する機関等にお問い合わせください。

(2) 由各种援助和救济机构实施的项目

名 称	内 容
独立行政法人汽车 事故对策机构 Tel 03-5276-4451 ※总部位于东京，各都道府县设有办事处。 福井办事处 福井市大手3丁目2-1 电话 0776-22-6006 交通事故受害人热线 0570-000738 ※9:00～17:00 周六、周日、节假日及 年末年初除外	开展向交通事故遗孤或因汽车事故造成重度后遗残障者的子女提供初中毕业前的生活资金贷款等如下的受害人援护事业： ① 向因汽车事故而造成的一直或随时需要看护的重度后遗残障者给付看护费 ② 向因汽车事故而造成重度后遗残障者提供短期住院或入住福祉设施所需的费用补助 ③ 设置和运营疗养设施，为因汽车事故而造成的持续性意识障碍者提供治疗和保健服务 ④ 向交通事故遗孤或重度后遗残障者的子女提供生活资金贷款 ⑤ 受理看护相关咨询和交通事故遗孤生活咨询等 主页 http://www.nasva.go.jp
财团法人交通事故遗孤 育成基金 电话 03-5212-4511 免费电话 0120-16-3611	父(母)亲在交通事故中死亡的未满13岁的交通事故遗孤，如将汽车事故的损害赔偿金等的一部分作为基金加入费交纳而参加“交通事故遗孤育成基金制度”，再加上国家和民间合作团体负担的援助金，通过本财团进行运作，即可在年满19岁之前每年4次(3、6、9、12月)获得一定金额的培育给付金。基金事务局负责受理有关参加基金制度的咨询等。 主页 http://www.kotsuiji.or.jp
财团法人汽车事故受害 援护财团 电话 03-3237-0158	向因交通事故造成配偶死亡或重度后遗残障(汽车损害赔偿责任1～3级)等、且扶养有初中生以下的子女的受害人等，在一定条件下支給“过年资金”、“小学初中入学准备金”、“就职准备金”、“紧急时慰问金”，同时还可提供最高20万日元的无息“紧急临时贷款”。 主页 http://jikohigai.org
财团法人高速公路交流 推进财团 电话 03-5804-1081	针对在东日本高速公路株式会社、中日本高速公路株式会社、西日本高速公路株式会社管理的道路上因交通事故而死亡者的遗孤，如其为在学习上存在经济困难的高中生，可向其提供学习资金援助。 主页 http://www.highway.or.jp/
日本司法支援中心 (法Terrace福井) 电话 0503383-5475 犯罪受害人支援电话057 0-079714(解决您的苦恼)	免费提供熟悉受害人等支援业务的律师以及犯罪受害人支援团体等的的相关信息，为财力匮乏者提供免费法律咨询，以及垫付审判代理费用和资料制作费用等。 此外，接受日本律师联合会的委托，基于人权救济的观点对某些犯罪受害人等提供律师费用等的援助。 主页 http://www.houterasu.or.jp

※ 详情请咨询相关机构等。

2 税法上の救済制度

交通事故が原因で負傷して医療費を支払ったり、身体に障害を負ったりした方、あるいは、配偶者と死別した方などには、所得税が減額される「所得控除」が認められる場合があります。

所得控除には、次のようなものがあります。

名 称	内 容
医療費控除	支払った医療費（その医療費を補てんするために支払いを受けた保険金等を除く。）の金額（一定額を超える部分に限る。）が控除されるもの。
障害者控除	障害者の方に、27万円（重度の障害がある場合は40万円。以下同じ。）、扶養親族等が障害者である場合には、障害者の方1人につき27万円が控除されるもの。
寡婦(寡夫)控除	夫と死別した妻（寡婦）又は妻と死別した一定の夫（寡夫）の方等に原則として27万円の控除額が認められるもの。

※ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

警察以外の相談窓口はあるのですか

警察以外の官公庁や公的機関、その他各種の機関でも、次のような相談窓口の開設やカウンセリングなどの支援活動を行っています。

各種相談窓口

名 称	内 容
検察庁 被害者ホットライン	被害相談や事件に対する問い合わせができます。 ◇ 福井地方検察庁 電話：0776-28-8744 ホームページ http://www.kensatu.go.jp/kakuchou/fukui/fukui.shtml 全国の地方検察庁の窓口（検察庁ホームページ） http://www.kensatsu.go.jp/higaisha/index.htm#hotline
保護観察所	被害者等の方からの電話や来庁による相談や問い合わせに応じ、悩みや不安等を聞いたり、各種制度の説明や関係機関の紹介等を行っています。 ◇ 福井保護観察所 所在地 福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎10階 専用電話：0776-28-7125 全国の保護観察所の所在地等（犯罪被害者等施策ホームページ） http://www.moj.go.jp/HOGO/victim.html



2 税法上的救济制度

因交通事故而负伤并支付医疗费或造成身体残障者，或是因交通事故而造成配偶死亡者等，在有的情况下可获得“所得扣除”，减免所得税。

所得扣除有以下几种：

名 称	内 容
医 疗 费 扣 除	扣除已支付的医疗费（为补偿医疗费而获得了保险金等部分除外。）的金额（仅限超过一定金额的部分。）。
残 障 者 扣 除	残障者扣除27万日元（重度障害的情况下为40万日元，以下相同。），如扶养亲属等为残障者，则每位残障者可扣除27万日元。
寡妇（鳏夫）扣除	丈夫死亡的妻子（寡妇）或妻子死亡的丈夫（鳏夫）等，原则上可扣除27万日元。

※ 详情请咨询最近的税务署。

除了警察外是否有其他咨询窗口

除了警察外的政府机构和公共机构等各种机构也开设了如下的咨询窗口，并开展着心理辅导等支援活动。

各种咨询窗口



名 称	内 容
检察厅 受害人热线	可进行受害咨询和案件咨询。 ◇ 福井地方检察厅 电话号码：0 7 7 6 - 2 8 - 8 7 4 4 主页 http://www.kensatu.go.jp/kakuchou/fukui/fukui.shtml 全国的地方检察厅的窗口（检察厅主页） http://www.kensatsu.go.jp/higaisha/index.htm#hotline
保护观察所	回应受害人等的电话咨询和来访咨询，倾听受害人等的苦恼和不安等，进行各种制度的说明以及对相关机构的介绍等。 ◇ 福井保护观察所 地址 福井市春山1丁目1-54 福井春山综合官厅十楼 专线电话：0 7 7 6 - 2 8 - 7 1 2 5 全国的保护观察所的地址等（犯罪受害人等措施主页） http://www.moj.go.jp/HOGO/victim.html

名 称	内 容
法務省 人権擁護機関  携帯版ホームページ	人権擁護委員が被害者等の人権相談に応じ、人権侵害の疑いのある事案については人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。 ◇ 常設人権相談所 福井地方法務局人権擁護課 電話：０７７６－２２－５１４１ ◇ 全国の法務局・地方法務局の常設人権相談窓口 ホームページ http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html ◇ インターネット人権相談受付窓口（SOS-e メール） ・パソコン http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html ・携帯電話 http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html
県及び市などの交通事故相談所	◇ 福井県の相談窓口 福井県庁１０階の県民安全課です。 電話：０７７６－２０－０７３０ E-mail : higaisoudan@pref.fukui.lg.jp
犯罪被害者等早期援助団体等	都道府県公安委員会が指定する犯罪被害者等早期援助団体や「全国被害者支援ネットワーク」に加盟している民間被害者支援団体が、警察等関係機関と連携を図りながら、犯罪被害等に関する電話・メール・面接相談や法廷、病院、警察等への付添い等による被害者等の援助などの活動を行っています。 連絡先：福井市宝永３丁目８－１ 公益社団法人福井被害者支援センター 電話：０１２０－７８３－８９２ ホームページ http://fvsc.jp
(財)交通事故紛争処理センター	交通事故による被害者救済のために、和解の斡旋や法律相談を嘱託弁護士が行っています。 窓口：本部は東京に、支部は札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、高松及び福岡の各市にあります。 ホームページ http://www.jcstad.or.jp/
(財)日弁連交通事故相談センター	自動車事故における過失割合や保険金の支払についてのトラブルに関する法律相談、損害賠償の交渉に関する示談のあっ旋、脳損傷による高次脳機能障害に関する相談を無料で受け付けております。 窓口：本部は東京に、相談所は全国１５２か所に開設 ホームページ http://www.n-tacc.or.jp
損害保険会社の交通事故相談所	各損害保険会社の本店・支店・営業所内にあります。 窓口：

※ 詳しいことは関係する機関等にお問い合わせ下さい。

名 称	内 容
法务省 人权拥护机构  手机版主页	由人权拥护委员回应受害人等的人权咨询，将存在人权侵害嫌疑的案件作为人权侵犯案件进行调查，并根据案件采取合理的措施。 ◇ 常设人权咨询所 福井地方法务局人权拥护部（课） 电话：0 7 7 6—2 2—5 1 4 1 ◇ 全国的法务局和地方法务局的常设人权咨询窗口 主页 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html ◇ 互联网人权咨询受理窗口（SOS-email） • 电脑 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html • 手机 http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html
县及市等的 交通事故咨询所	◇ 福井县的咨询窗口 福井县厅十楼的县民安全课。 电话号码：0 7 7 6—2 0—0 7 3 0 主页：higaisoudan@pref.fukui.lg.jp
犯罪受害人等早期 援助团体等	都道府县公安委员会指定的犯罪受害人等早期援助团体和加盟了“全国受害人支援网络”的民间受害人支援团体，在努力与警察等相关机构合作的同时，通过提供有关犯罪受害等的电话、电子邮件和面谈咨询以及为法庭、病院、警察机构等提供陪护等服务来开展受害人等援助等的活动。 联系方式：福井市宝永3丁目8-1 公益社团法人 福井县犯罪受害人支援中心 电话号码：0 1 2 0—7 8 3—8 9 2 主页 http://fvsc.jp
财团法人交通事故 纠纷处理中心	为向交通事故的受害人提供救济，由受委律师帮助进行和解并提供法律咨询服务。 窗口：总部位于东京，在札幌、仙台、名古屋、大阪、广岛、高松及福冈等市设有分部。 主页 http://www.jcstad.or.jp/
财团法人日本律师联 合会交通事故咨询中 心	免费受理有关交通事故中的过失比例和保险金支付问题的法律咨询、有关损害赔偿谈判的调停以及有关因脑损伤造成的高度脑功能障碍的咨询。 窗口：总部位于东京，在全国设有152处咨询所 主页 http://www.n-tacc.or.jp
财产保险公司的 交通事故咨询所	设于各财产保险公司的总部、分部和办事处内。 窗口：

※ 详情请咨询相关机构等。

カウンセリング

被害者等の中には、交通事故により強いショックを受け、不安でたまらなくなったり、気持ちをうまくコントロールできなくなったりする症状に悩まされる方がいます。

このような方を支援するために、電話や面接によるカウンセリングを行う
次のような機関がありますので参考にして下さい。



公益社団法人 福井被害者支援センター

月曜～土曜 10時～16時
TEL：0120-783-892



心理辅导

在受害人等当中，有些人会因交通事故而受到强烈刺激，出现焦虑不安、无法很好控制情绪的症状。

为了向这些人提供支援，设立了以下通过电话或面谈来进行心理辅导的机构，敬请参考。



公益社团法人 福井县受害人支援中心

星期一到星期五 10:00~16:00

电话号码: 0120-783-892

